

---

令和6年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第4日)

令和6年6月14日(金曜日)

---

議事日程(第4号)

令和6年6月14日 午前9時06分開議

- 日程第1 議案第57号 請負契約の変更について(令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事)
- 日程第2 議案第58号 吉賀町地域公共交通会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第59号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第60号 吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第61号 吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第6 議案第62号 吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第63号 令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第64号 令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第65号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算(第3号)
- 追加日程第1 議案第66号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 発議第2号 企業・団体献金の禁止を求める意見書(案)
- 日程第11 閉会中の継続調査について
- 日程第12 委員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第57号 請負契約の変更について(令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事)
- 日程第2 議案第58号 吉賀町地域公共交通会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第59号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第60号 吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第61号 吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

について

日程第6 議案第62号 吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例を廃止する条例について

日程第7 議案第63号 令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第64号 令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第65号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）

追加日程第1 議案第66号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）

日程第10 発議第2号 企業・団体献金の禁止を求める意見書（案）

日程第11 閉会中の継続調査について

日程第12 委員派遣の件について

---

出席議員（11名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
6番 松蔭 茂君	7番 河村 隆行君
8番 大庭 澄人君	9番 藤升 正夫君
10番 中田 元君	11番 庭田 英明君
12番 安永 友行君	

---

欠席議員（1名）

5番 河村由美子君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	中田 敦君	教育次長	重藤 剛君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 竜也君
税務住民課長	山根 徳政君	保健福祉課長	中林知代枝君

医療対策課長 …………… 渡邊 栄治君      産業課長 …………… 堀田 雅和君  
建設水道課長 …………… 河野喜代志君

---

午前9時06分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程に入る前におつなぎしたいこと等がありますので、少しお時間をいただきます。

1番目は、5番、河村由美子議員については、体調不良のため欠席の届出が出ております。また、深川柿木地域振興室長については、分庁舎での公務の都合欠席をされます。それから、昨日の一般質問、8番の大庭議員の一般質問の答弁残りについて、渡邊医療対策課長のほうから回答したいということでございます。それを許します。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 失礼いたします。8番議員の一般質問の際の答弁残りということで、答弁のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

2点ありまして、1つ目がよしか病院内の故障箇所というところでの御紹介があったところで

まず、1階のリハビリ室があるんですが、その前の廊下の天井について修繕をしないのかというようなところでもございました。こちらのほう、すぐに状況のほうを確認をさせていただきました。天井に配管等がたくさんあるわけですが、その配管からの水漏れというところで、天井のパネルの一部を剥がして修繕のほうを行っていたということでございます。その水漏れについては、もうすでに直ったということでありまして、また天井のパネルを新たにはめるというようなところの見積りを取ると聞いております。

それから、そのリハビリ室の横にあります身障者トイレについて、洋式が2つあるんですが、その1つが壊れたままになっているということでございました。これについてはかなり前からやはり壊れていたというような状況でもございまして、そのほかの階にも同じような状況があるということから、その2つについてすぐ見積りのほうを取って対応できるかどうかを今後確認をしたいということでありましたので、その点について御報告させていただきます。

それから2点目でございます。通所リハビリ・訪問リハビリに係るキャンセル料があると聞いたのだがというような御質問だったと思います。こちらについても確認をさせていただきました。通所リハビリ、それから訪問リハビリについては介護保険の個人との契約をするということでございまして、よしか病院で新たに3月1日からその対象者の方と契約書を結ぶというところでもございます。

その中に、キャンセル料の規定があるということです。内容としましては、サービスの休止というところで、利用者は事業者に対してサービスを提供する日の朝9時までに通知をすることにより料金を負担することなくサービスを中止することができます。利用者がサービスを提供する日の9時までに通知することなくサービスを中止した場合、キャンセル料、訪問リハビリテーションの場合は税込み1,000円を負担していただきたいと思います。それから通所リハビリテーションの場合は600円税込みということの規定があるということでございました。

この規定につきましては確認をいたしましたところ、よしか病院で新たに3月1日から契約を締結し直した際に、全国的な施設ではこのようなキャンセル料のサービスの休止のところの条項を追加をしているところが多いというふうに聞いていたことから、新たにこういった条項を設けたようです。過去にはやはり本人の都合で勝手にキャンセルをしたりというようなことがかなりあったそうです。そういったところの抑止力につながればいいだろうということで、こういった条項を設けたということでございます。現在のところ、積極的にキャンセル料を取るというわけではございませんので、未だキャンセル料を取ったということはないと聞いております。また、そういった抑止力につながっているということも申しておりました。

以上、報告させていただきます。

---

### 日程第1. 議案第57号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1に入ります。

日程第1、議案第57号請負契約の変更について（令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事）を議題とします。

本案については、質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、議案第57号請負契約の変更について（令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事）を採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
松蔭 茂君	河村 隆行君
大庭 澄人君	中田 元君
藤升 正夫君	庭田 英明君

反対（0名）

---

### 日程第2. 議案第58号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第58号吉賀町地域公共交通会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。質疑がないようですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第58号吉賀町地域公共交通会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

中田 元君

藤升 正夫君

庭田 英明君

反対（0名）

---

### 日程第3. 議案第59号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第59号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 最初の時も申したんですけれども、附則のところの公布の日から施行するというのに加えて、4月1日から適応するということはできるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。この条例の改正につきましては、国のほうから示されているというところもございまして、うちのほうでこういった条例等を監修していただいております、ぎょうせいさんのほうからも資料提供をいただいております。その中で、この施行期日につきましては、公布の日からで経過措置もあるので、公布の日からでよいというような指導もいただいております、公布の日とさせていただきますというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） よその例を言いますと、例えば私は岐阜県下呂市の出身ですけれども、下呂市の場合は4月1日から適用というのを付け加えております。ですから、町内に該当する事業所はありませんけれども、今、保育の現場がどうかということを前回のときに言いましたけれども、現場は職員を増やしてやっけてきている。そこのところをもっと感じて仕事をするというのが大事ではないかということを申しましたけれども、そういう姿勢が、執行部がしっかり持たないで町民の利益が守れるかと、そういうところにもつながっている内容ですよ。ですから、町長にもう一度お聞きしますけれども、住民の利益を守るために今、役場職員、皆さん頑張っておられますが、特に今、この議場におられる方々、本気で住民の利益を守る、そういう姿勢を持つということが大事ではないか、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 9番議員が言われるとおりでございまして、先般もそうした御意見をいただきました。まさに、現場へ出かけて住民の皆さんに寄り添う姿勢で、政策を遂行していかなければならないということでございます。これは私も重々承知しておりますし、管理職員のほう

も職員のほうにもそうしたことはお伝えをさせていただいて業務に当たっているところでございます。これからもそうした形で対応させていただきたいと思っております。

なお、この施行規則の件につきましては、先ほど担当課長が申し上げましたように、例規のほうの指導、助言をいただいております業者さんのほうからも、そうした形でアドバイスをいただいておりますので、そのような御提案をさせていただいたような内容で上程をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております、議案第59号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての反対討論を申し述べます。

条文の中身については、積極的に進めるべきだという立場であります。ただ、施行期日については、町内には認可保育所、これは県のほうで条例が定められるわけですけれども、ぎょうせいとかそういうところが言うから、だから入れないという考え方で、自分たちの頭で考えた結果で附則のところが設けられていない。そのことに対して、しっかりと姿勢を改めていただきたいという願いを込めて、反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第59号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

賛成（9名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
松蔭 茂君	河村 隆行君
大庭 澄人君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（1名）

藤升 正夫君

---

#### 日程第4. 議案第60号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第60号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第60号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
松蔭 茂君	河村 隆行君
大庭 澄人君	中田 元君
藤升 正夫君	庭田 英明君

反対（0名）

---

**日程第5. 議案第61号**

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第61号吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第61号吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

賛成（10名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

中田 元君

藤升 正夫君

庭田 英明君

反対（0名）

---

**日程第6. 議案第62号**

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第62号吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、議案第6 2号吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例を廃止する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
松蔭 茂君	河村 隆行君
大庭 澄人君	中田 元君
藤升 正夫君	庭田 英明君

反対（0名）

---

日程第7 議案第6 3号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第6 3号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑はないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第7、議案第6 3号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採

決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
松蔭 茂君	河村 隆行君
大庭 澄人君	中田 元君
藤升 正夫君	庭田 英明君

反対（0名）

---

#### 日程第8 議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第64号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 歳入の6ページですけれども、この一番下の繰入金があります。ここで低所得者保険料軽減負担金が減額をされております。要因としては、国が第9期の計画で介護保険料を決める際の所得段階を増やし、基準額に対する乗率を変更したことにより、公費による低所得者軽減分の負担割合を引き下げたことによるものか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。今、議員がおっしゃられたとおり、国から示されました所得段階を増やしたことと、基準額の乗率を変更したことによって、公費による負担軽減の割合を下げたというところでおっしゃるとおりでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、議案第64号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に対して反対の討論を行います。

先ほどの質疑でも明らかなように、国が示した基準に従ってやると約400万円の減額、国、それから県、町合わせてですけれども減額になる。その分、単純に被保険者約2,660人で割りますと約1,500円。その分下げることができる。今、特に低所得者の人を中心に苦しい物価高の煽りを受けて、生活を抑えておられる人のこと等を考えてみても、このような国のやり方に対して抗議をする意味を含めて反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第8、議案第64号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

賛成（9名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

中田 元君

庭田 英明君

反対（1名）

藤升 正夫君

---

日程第9. 議案第65号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第65号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 大変単純なことですが、歳入で8ページの寄附金というのがあります。補正前が1,301万円で補正額が50万円ありますが、これ私、一般質問のときに、一昨日ですが話したときに、1,300万円というのがありましたが、この金額だろうと思うんですが、50万円というのが急に増えたというのは何か急な収入があったのかどうか、それとも1,300万円より増えるという可能性があったのかどうか、そのへんのところちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 歳入予算におきましては一般寄附金という形で50万円、同額ではございますけれども歳出予算におきましては基金の積立、これは地域福祉基金への積立で同額の50万円、今回予算計上させていただいております。

この50万円ですけれども、文字どおりこの金額の寄附をいただいたというものでありまして、それを今回予算計上させていただいたという、こういうことでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 歳出の14ページで、農林水産業費の林道費で測量設計委託料に振り替えられております。拡幅設計が必要となった原因、それから設計の期限と範囲等について御説明を願います。

○議長（安永 友行君） 河野建設水道課長。

○建設水道課長（河野喜代志君） それでは、14ページのところの改修工事費のほうを設計委託料のほうに振り替えました理由につきましてちょっと御説明させていただきます。

こちらは、林道滑峠線の道路改良工事になります。

こちらが、令和4年度の繰越事業で測量設計を実施をしております、それを現況に合わせて舗装するという形の計画でございました。一部に曲線半径が非常に小さい、軽自動車でも曲がるのがなかなか困難なところがありまして、その部分を現況に影響のない範囲で6メートルに拡幅して線形を整えてという形で設計をしておったところでございます。今年度に入りまして林野庁と設計協議を行うことになりまして、その際、滑峠線が2級林道になるんですけれども、その2級であれば今の曲線半径というのが12メートルということで、先ほど言いました曲線半径が6メートルというのは、これは3級相当であるということ指摘がありました。そういったしますと、滑峠線が先ほど2級と言いましたけれども、部分的に3級林道があるということはないということがありまして、ここについては計画の見直しが必要になったというものでございます。

測量設計の範囲的には、今の曲線の部分の約100メートルぐらいのところでございます、これ自体はできるだけ早いところで入札をして、12月ぐらいまでのところでは完了させたいと

いうふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 同じく14ページの商工費の中で、観光施設整備事業費ということで彫刻を寄附をしていただいて、その設置費用とか除幕式等で190万1,000円上がっておりますが、これは町長にお聞きしますが、これはUBEビエンナーレで吉賀町長賞を出したからという、そのいきさつで恐らく寄附を受けたと思うんですが、今後とも、これは2件目と思うんですが、3件目ですか。正国公園にも昨年設置はしてありますが、寄附と言いましても、やはり設置料でものもの今度は190万1,000円かかっておりますが、今後とも吉賀町長賞というのはUBEビエンナーレで続けるのかどうか、また、続けた場合は今後も寄附を受けるようになるのかどうか、そこについてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、UBEビエンナーレでございますが、これは澄川喜一先生の御縁で、先生が長年にわたってそちらの彫刻展の審査員をしておられたという御縁で、中谷町長時代に吉賀町賞です、町長賞ではなく吉賀町賞。町としての賞を提供させていただくということで、金額で申し上げますと20万円。こうした規模の賞を準備をさせていただいて、宇部のほうにも当然、主催者側にも御理解をいただいて特別賞という形で提供させていただいております。今回、この佐野先生の作品で、賞とすれば3件目です。2件目の受賞された鹿児島御在住の川村先生の作品が、真田のポケットパークにある。それから今回、この3件目の佐野先生の作品を、今回御寄贈いただくということでございます。

まず、吉賀町賞の取り扱いでございますが、私はこうしてせっかくいい御縁ができましたし、澄川先生、森英恵先生、こうした著名な芸術家を輩出してきた町ですし、ましてや文化勲章受賞者を、こうした小さい町からお二方輩出をしたという意味でもやはりまだ十分ではないんですが、芸術と文化という切り口でまちづくりをしていくということは非常に重大な、重たいものがあるというふうに思っております。したがって、先代の町長のところで御尽力いただいた部分もございまして、吉賀町賞につきましては、2年に1回の現代彫刻展でございますが、引き続き特別賞のほうの出展はお願いをさせていただこうかなと思っております。

現在もう次の段階に入っていて、おそらく今年秋にはまた次の吉賀町賞が決定をされて、その作品が宇部の彫刻の丘のほうへ数か月にわたって展示をされると、こういった流れになります。

今回、佐野先生の御寄贈の件でございます。これはあくまで吉賀町賞を差上げたので、吉賀町のほうへ寄附をしてくださいという賞ではございません。あくまで、町は吉賀町賞を提供させ

ていただいて、あとはその作品を制作をされた先生の御意向ですから、ですから裏を返せば、第1号として吉賀町賞を差し上げた先生のほうからは御寄贈がない。特にこれは石の作品でなくて木の作品でございましたので、なかなかこの野外で耐久性も考えると難しかったということもございしますが、あくまで制作をされた、受賞された先生方の御意向で寄附をお受けするというものですから、決して吉賀町のほうから御寄贈いただきたいというような、そんなアプローチはしておりません。するべきでもないと思っております。ですから、今回も佐野先生の御好意で吉賀町賞、特に澄川先生の御生誕の地にぜひ自分の作品を展示させていただいて、広く町民の方、あるいは町内外の方に作品に接していただきたいという御意向で、特に設置場所も数回こちらのほうへお出かけをいただいて、今、お願いをしております場所のほうを選定をさせていただいたということでございますので、せっかくいただいた御縁でございますから、吉賀町賞もこれから2年に1回提供させていただき、その結果として作者の先生方からそうした御意向があれば、やはり設置費はかかりますけど、これはやはり将来に向けての投資ということで考えれば、情操教育の面においても非常に効果があると思っておりますので、そうした御意向はこれからも、もしあればお受けをしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今、町長が言われましたが、私も反対するものではありませんが、一方で、それでは今の管理状態はどうなるんだということを強く質問させていただきます。

今の澄川喜一記念公園、町長も通勤で毎日見られていると思いますが、私の腰ぐらまで草が伸びております。今年になって1回刈ったかどうかぐらいでしょう。あそこは、もうすでに投資で1億円以上、記念公園にかかっておりますが、あそこの全体の整備。彫刻を買ったりとか。もう確か、中谷町長のときも私質問したことがあるんですが、あれは、今後も進めるけれども、岩本町長は一旦整備を立ち止まると。中止じゃなくて立ち止まるという状態になっていると思うんですが、それにしましても、私、地元の議員なんですが、毎日見るんですが、皆さん、町民の皆さん、議員の皆さんも、執行部の皆さんも見てると思うんですが、本当に残念な状況です。それから、正国公園にも昨年設置をさせていただいておりますが、ここも今、黄色い花が咲いておりますが、これは決して植えたんでなくて自然生えであります。本当に管理がされておられません。そう考えますと、今町長が言われたことが、本当に疑問とは言いませんが、私はもう町の顔としまして、整備している彫刻の公園、しっかり定期的な整備をするべきだと思います。

このたび、また消防署の横のところに建てるということなんですが、この管理についてどういうふうに今後するのか、誰がするのか、その辺について。本当この、建てることについての反対ではありませんが、管理について質問します。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） せっかく御寄贈いただいた、あるいは彫刻の澄川喜一先生の名をお借りをした公園もそうなのですが、管理が非常に不行き届きであれば、せっかくいただいた作品が本当に日の目を見ないということになりますので、そこはやはり気をつけていかなければならないかと思います。

現状の部分と、それから、今回お願いをしております管理の仕方については、企画課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 現在、管理の状況ですけれども、まず彫刻の道に関しましては、今年度から指定管理から外して直営ということにさせていただいております。除草に関しましては、ゴールデンウィークの前だったと思うんですけれども、一度行ってありますが、樹木の剪定に関しては行っておりませんので、手前のちょっと緑の濃い低木に関しては伸びているという状況です。

まず、寄贈を、というか作っていただいた方々とか、適切な管理ができていないということに関しましては、直営であるということにしておりますので、本当に申し訳ないなということ思っております。

正国公園については指定管理者として第三セクターの株式会社サンエムに管理を委託しております。サンエムのほうから地元の団体のほうに草刈りをお願いをしているということがありまして、大体、花見の時期とか、そういった時期には草刈りをしていただいていたというふうに思います。

ただ、今現状どちらの公園も確かに言われるように黄色い花がずっと伸びて、適切な管理の状況ではないというふうには考えております。重ねてでありますけれども、お詫びを申し上げたいと思います。また、今回新しく設置をする分遣所と役場の間の土地ですけれども、こちらは基本的には直営でというふうに考えております。では、どこに委託するのかというところまではまだ具体的に決まっておられませんけれども、ほかの2つの公園と同様に、適切な自分たちの直営の管理だったりとか、サンエムさんに指示をちゃんと出すとか、そういったところはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 関連で質問します。反対とか賛成とかの意見ではないんですけど、とにかく、これは私の私見なんですけど、伝統とか文化とか、そういうところにどうも重きを置いていない町だと私は感じているんですけど、そういう中で、このことは大変結構なことだと思

っております。ただ、先ほども質問がありましたように、並べたらいいというものではないと思うんです。だから、そういう面で管理はどうなんかという質問も出たと思うんですけど、先ほど町長が情操教育とかいろんなことを申しましたけど、こうやってせっかく御縁があって、人物ともそうですけど、自治体ともつながっていくわけですので、そのところは町として、この事業を継続する。そのための目的というのはきちっと持つておかなければ、あまり意味があることではないと思うんですよ。そこで、この事業を行う町の目的、先ほど情操教育なんかも出ましたけど、そのところはちょっとお知らせをいただきたいと思いますし、現在まで澄川喜一先生、森英恵先生、その他色々な方の作品も町内にあるわけですけど、それらをこうやって税金を使って設置する。そのためにどういう効果があったかというのをやっぱり検証しなければ、ただ並べておくだけなので、そういう管理状態になるんじゃないかと思うわけですよ。そのへんのところのお考えをきちっとお示しいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 目的意識的にやるという部分がしっかりしていないという御指摘だろうと思います。

否定するものではございません。そこが十分でないということでございます。

まずは、宇部市とのこうした交流で、なかなかでききれてはありますが、日々の業務の中でいろんな形で交流を深めることは今可能になっております。ですから、このUBEビエンナーレというこのイベントを通じて、2年に1回のイベントなんですけど、これを通じてまた宇部市との文化交流であったり、そうした交流もさせていただきたいと思います。これまでで言いますと、町内の公民館の学級のほうが、その作品の受賞されたもの、彫刻の丘にございますので、そちらのほうへバスを仕立てて出かけておられるというようなことも交流もしていっています。

それから、特に宇部の市長におかれましては、こちらのほうへ数回足を運んでいただいて、これを機にいろんな形で今交流を進めさせていただいているところでございます。

情操教育、それから当然大人も含めてということになりますけど、やはりこうして今少しずつではございますが、澄川喜一記念公園の彫刻であったり、ポケットパークの川村先生の作品であったり、今回、佐野先生の作品を御寄贈いただくというようなことで、町内にそうした作品が点在するようなことになっておりますので、これをやはり回遊しながら作品を見ていただいたり、触れていただいたり、そうしたことをやはり今から考えていかなければならないかと思えます。これにはやはり、子どもさん、学校教育の中でやっていただいたり、あるいは町内の公民館の授業でやっていただいたり、そうしたことをやはり仕掛けをしていかなければならないかと思えます。そうしたことがまだシステムのできていないという御指摘だろうと思えますので、それをこれからやっぱりやっていかなければならないかと思えます。十分でなかったということは私は

否定はいたしません。まだまだ足りない部分が当然あるわけでございますので、今回こうしてまた佐野先生の作品を御寄贈いただきますし、これから吉賀町賞を受賞された先生方、また御寄贈がもしいただければ、町内にやはり作品が増えてくるわけでございますので、そうした形で行っていきたいなと思っています。

以前、企画の職員と話したことがあるんですが、ああして作品が町内に数か所ありますので、皆さん有志の方に集まっていただいて、この作品に触れていただきながら清掃していただくとか、本当にそうしたことでも随分違ってくるかなと思っていますので、企画あるいは教育でいうと教育委員会、こうしたところとまた協議をさせていただきながら、有効な活用も検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 関連になります。私も今日これ質問させていただこうと思っておりましたところでありまして、これは観光施設整備ですよ。ということは、やはり観光資源として戦略を持って設置をされるんだろうと思っておりましたが、今の町長の答弁を聞きますと、戦略はなかったということよろしいのか。

それと、先ほど1番議員さんの質問のところで、設置の場所も佐野先生にも見ていただいたということをお聞きしましたが、これは佐野先生がUBEビエンナーレに展示されたというか、作品を置かれた場所は、草原の中にこういうものがあるという形ですよ。写真がそうだと思うんですが、「in Wave～Departure～」という題名で、サブタイトルが大地を編むと書いてあるんですよ。これきっとサブタイトルここには載ってないですが、記事を見たりとかしますと、大地を編むと書いてあったんですよ。これきっとサブタイトルになると思います。今、設置を予定しておられる場所、作品を作られた作者が認められているのであれば、いいのかなとは思いますが、このサブタイトルに全く合いませんし、どういう感覚で作っておられるのか。それで戦略がないと言って言われましたんですが、今3作品ありますが、やっぱり観光資源として作られておるのであれば、こういう予算を使っておられるのであれば、動線を考えるところがまず先にあって、設置をするのが普通に考えられることだと思います。その辺、いま一度聞かせていただきたい。ごめんなさい、一般質問のようなことになりましたが、やっぱり戦略をもっておられないのかというところを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 戦略が全くないとは申し上げておりません。そこら辺のまだ組み立てがシステムのところがまだまだ足りない、十分ではないということだろうと思います。まずは、宇部市とのUBEビエンナーレを通じての交流事業を促進をしたいということと、それから、や

はりそうした作品をまず町民の方にも見ていただく。触れていただく。そして、そうしたところからまたそうした芸術に対するの興味を持っていただく。そうしたことが必要だろうということで、今回のこの事業、町内へ設置をするのは2つ目でございますけど、そうしたことで今やっているところでございます。私の思いとすれば、せっかく吉賀町広うございますから、本当に各公民館単位ぐらいで1つずつ置いていけばいいかなと思っておりまして、今、七日市へ川村先生の作品、そして今回六日市でございますので、次回もし御寄贈いただけるようであれば、ほかの場所でまた選定をしていただきたいなというふうに思っております。場所の問題、その作品のイメージとの関係でございますが、この佐野先生の作品、当然、「i n W a v e ~ D e p a r t u r e ~」ですから、要するに漕ぎ出すというようなイメージ。これは表彰式に私も参加させていただいて、先生に直接受賞をお渡しをさせていただいて、先生のほうから後ほど広い会場の中でコメントもいただきましたが、やはりこの上にあるのは船でございますから、要するに、水べりの近くがいいだろうということもあって、この高津川の支流ではございますが、川のこのほとりに作品を設けるというようなことで、先生のほうが選定をされたということでございました。

確かに、大地を編むということもあろうかと思えますけど、先生のお気持ちとすればそうしたことであったということで、この作品とその設置場所、そこがそろわないのではないかというような御指摘でございますが、これは我々がどうこういうことではなくて、作者の先生がそうした思いでこの場所がいいでしょうと。特に、今回設置する場所に、基幹集落センター、体育館に向けて両サイドには御影の石がございますけど、これはもう澄川喜一先生の御提案で作ったものでございますので、そうした場所ならなおさらというようなことで選定をさせていただいて御決定をいただいたというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） まだ質疑があるようですので、時間も時間になりましたので、ここで10分間休憩します。

午前9時58分休憩

.....

午前10時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第9の一般会計の補正予算の質疑が続行中です。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 休憩前に引き続いて芸術作品のことでお聞きをいたします。

私は佐野先生が今提案されているところでいいというふうに言われたということではありますけれども、もっと町外の方にも見えるようなところとして国道沿いで、なおかつ車等の駐車スペースがあるようなところ、そういうところももう一度含めて再検討ということは可能なのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 作品の設置場所についてということで、今までの企画課含め澄川喜一先生御存命の際には相談もさせていただいたりして、「風路」の場所を決定させていただいておりました。

まず、先ほど町長も言いましたとおり、今回の作品が川だったりとか水だったりとか、そういった船のようなものが上に乗っているというようなところで、親和性が高いということでそういった水に近い、川に近いような場所、見える場所というようなところを考えております。あとは、多くの方に自然と目に触れる、藤升議員が言われましたように、例えば国道沿い、駐車場がある、そういったところも検討の項目に入ってきたと思います。

まず、全体でいうと町有地がよいだろうと、あとは国道・県道などやっぱり車の往来、人の往来があるようなところ、こういったところで「風路」は正国公園、ポケットパークには設置をしているようなところ。あとは、六日市庁舎、柿木庁舎、あとは指定管理施設、学校、公民館、自治会館といったようなところを候補として挙げて検討をいたしました。その中で今回、六日市庁舎の近くにというところで六日市庁舎の近くに彫刻の道があつて、あと町内に木彫もあるんですけども、両庁舎でいうと石の作品というのがやはり澄川喜一さんでいうと代表的なものになるのかなということで、柿木庁舎には石の彫刻ができれば置きたいと言うか、置けたらいいんじゃないかなというふうに当時考えておりました。今、六日市庁舎に選定をしたのは六日市庁舎の周りもないということでこちらのほうに選定をしたのと、もう1つ別の場所、候補地あったんですけども、少し国道から離れているといったようなところで候補・選択の中でこちらの候補地がいいというようところで佐野先生と協議をさせて決めていただいたという経過があります。もう一度選定をということなんですけれども、今、例えば今年度中にこの予算を可決していただいて認めていただいたら設置をしたいなというふうに考えております。そのスケジュール感で言うと少し厳しいのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） そうしますと、今予定をされている場所、施設の表示の看板等もあります。これらについては移設をされるであろうというふうに想像はしますが、もう1つ作品についての説明書きが本来はあまり好ましくないというふうに言われる方もありますが、より作品に近づいてもらうために、小さいもので少し先生の紹介と、何を表しているかというようなことも見る人にとっての距離を縮めるための何らかの工夫というのが、ぜひ先生と相談の上の話ですけれども御検討願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 貴重な御意見ありがとうございました。

これは資料のほうでも分かるかと思うんです。今回の作品は材質はステンレスでございまして、今、佐野先生が大学のほうの御自身のアトリエでメンテナンスをしておられてもう一回磨きをかけ直しておられます。この前私もその現場に行かせて見させていただきましたけど、今回この先生の作品は宇部のときわ公園の風の丘でも私も拝見をさせていただきましたが、先生の思いはステンレスですので、作品に皆さんが近づいていただいて自分の姿が映るわけです。ですから、作品と融合していただきたいというのが先生のこの作品の本意でございまして、そうした意味でも作品の掲出の仕方、それから周りにあるものも少し景観を整えて作品の今の掲出のお話がございましたが、御紹介の。それは少し工夫をさせていただきたいなと思っております。極力、皆さんに近くで作品を見ていただく、場合によっては少し石がありますけど、どうかこう近くまで寄っていただいて、見れるような工夫を考えてみたいなと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） すいません、関連です。先ほど、休憩時間にお詫びになる形になるんですが、休憩時間に指摘がありまして、私、先ほどサブタイトルが「大地を編む」だったはずですがという話をさせてもらいましたが、ごめんなさい、「波間へ旅立つ」というサブタイトルだったということを今、指摘を受けましたので、訂正させていただきたいんですが、そもそも主催というか協賛である毎日新聞の記事に「in Wave～Departure～」でスラッシュ「大地を編む」という形で報道されておりましたもので、それとは元々ときわ公園に設置されている写真なのかな、それかビエンナーレのところに設置されているイメージが大地にあるようなイメージだったので、ちょっと勘違いをしまして大変失礼しました。訂正をお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） 毎日新聞、宇部ビエンナーレの毎日新聞賞ということで100万円の賞、また、模型買上げの賞ということで出されているということと、主催者の新聞社の1つで、多分、ここ独占的に新聞では取り扱っているということもありますので、こちらから訂正の依頼をかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、変わりました13ページ保健衛生費で手数料の下に業務運営関係委託料、これは病院運営の支援を橘井堂さんのほうでというお話だったと思いますが、今なぜこの予算が提案をされたのかということと、実際にこの委託の中身について御説明願います。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 業務運営関係委託料というところでの御質問でございます。指定管理施設に係る運営支援をいただくということで医療法人橘井堂さんに対する業務委託をするということになります。一応、想定される業務内容ということに関しましては、病院の指定管理施設というのが数は少ないということでありました。

それから、お隣、包括連携協定を結びます橘井堂さんのほうがお隣の津和野共存病院で指定管理をされているということでありまして、非常に参考にしているというところもあります。昨年度も公設民営化の支援の方もいただいていたというような経緯がありまして、橘井堂さんに再度指定管理施設の運営に係る支援ということをさせていただきたいということで提案したものです。

内容としましては、指定管理施設に係る予算とか決算、もう3月から始まっておりますので3月の1か月ですぐ決算があったということでもありますので、そういったような支援もちょっといただいているということがあります。

それから、指定管理施設に係る事業内容、それから連携等に関する指導・助言のほうもいただいているという状況です。

具体的には、本日も少しそちらのほうを伺って話を聞いているところですが、今後予定をされております巡回診療でありますとか、地域医療拠点病院の指定に関することとか、そういったようなところを橘井堂さんがやられているということもありますので、町としていろいろ業務の支援いただいたり、助言をいただいたりするようなことも業務の1つとしております。

また、最後に医師確保について、やはりこちらについても圏域でこれからは医師確保を考えていかないといけないということもありまして、町のノウハウがないので、そういったところでの指導・助言をいただくというような内容で考えて今年度の業務関係委託料ということで挙げさせてもらっています。今回、こういった形で6月補正になったというところではありますが、本来は当初予算で計上すべきところであったというふうには理解をしております。ただ、いろいろな話をする中で、この時期になったということは大変申し訳ないなというふうに思っておりますが、そういったような経緯もありますので、必要であるということで判断して橘井堂さんのほうとも協議をした上で、この時期に上げさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。今度は12ページ、生活保護費でシステム改修委託料105万円ということですのでけれどもシステム改修の中身について、その期限についてどのようにしているのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。システム改修委託料105万6,000円の

計上でございます。

こちらにつきましては、改正点といたしまして3点ございます。1点目は、被保護世帯の高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給というところでございます。

今まで大学等に進学する際にはそういった費用の支給がございましたが、高卒の場合、そういった費用の支給がございませんでした。そういったところを今回改正をして支給をするというものでございます。

それから、就労自立給付金のインセンティブ強化というところで、就労とか増収等を通じて自立への意欲を喚起する取り組みを強化するというところから就労自立した際のインセンティブといたしまして、給付金を給付するという見直しを行うというところでございます。

それから、あともう1点につきましては、児童手当法の改正によりまして児童手当が拡充するというところから保護制度の見直しを行うというところで、多子加算の拡充を収入設定除外とするという3点の改正でございます。

こちらにつきましては今年の10月施行を目指しております、現在、業者のほうと調整をしているところでございます。こちらにつきましては10月施行を実施できるという確認もいたしておりますので御報告させていただきます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。次ですけれども、11ページ。ただいま、ちょっと答弁の中にも少しありましたけれども児童手当の関係で児童福祉費の保健福祉課の分として児童手当支給費のうちのシステム改修委託料として523万円となっております。児童手当については報道等もされておりますが、改めて特徴的なところについて御紹介をお願いしたいというのと、それから改修についての期限、今の児童手当だけに限る分のシステム改修なのかと併せてお願いします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。まず、こちらのシステム改修委託料でございますが、議員おっしゃられたとおり児童手当法の改正によりまして、このたびシステム改修をさせていただくものでございます。大きく改正する点につきまして5点ございます。1点目につきましては、現在、所得制限がかかっておりましたが、その所得制限の撤廃がございます。それから2点目につきましては、支給対象者が中学生でございましたが、高校生に拡充するというものでございます。3点目につきましては、第3子以降の支給額の引き上げでございまして、3万円になるというところでございます。それから、4点目につきましては、今まで年3回、2月、6月、10月の支給でございましたが、それを年6回の支給、偶数月になりますけど、その年6回の支給に変更となります。最後5点目でございますが、第3子の加算の対象が引き上げられ

るところで、第1子が22歳の年度末まで支給対象となるというところでございます。

改正につきましては令和6年の10月分からございまして、支給につきましては令和6年の12月支給分から適用ということになっております。それから現在、業者とも打ち合わせをさせていただいております、これは全国一斉に行っているものでございます。したがって、各自治体から業者のほうへ早期に対応したいという要望等があったということで、私どもも願いをしていたところでございます。

まず、8月のところまでで人数、支給が拡充をいたしますので、そういった人数を8月までに確定をいたしまして、12月の支給に間に合わせるように今調整中でございまして、間に合わせるというところで確約は取っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。

それでは、歳入の7ページ、先ほど介護保険のところでお聞きをした分に関連するんですけども、歳入の国庫支出金で一番上にあります、介護保険低所得者保険料軽減負担金として国庫負担金の減額217万円ということになっております。これは、当初811万3,000円であり、約27%の減額になっているということでもありますけれども、町長にお聞きをするわけですが、国が低所得者向けに軽減のために出すお金を減らしてきているということに対して、これは介護保険の保険者としてのこともあるんですけども、町長としてこういう国のやり方に対しての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一般質問のときにもお答えをしたところと重複があるかも分かりません。お許しをいただきたいと思います。

先ほど、介護保険の特会の補正のところでもそれに関連したところで、課長のほうが答弁をさせていただきましたが、私といたしましても、保険者といたしましてもこうしたことになるというのは本意ではございません。ただ、そうは言いながら全国的にといいますか、国の制度の中でやはり進めていかざるを得ないというところがありますので、その点は御理解をいただきたいと思います。ただこれを、この状態をやはり放置しておくといいますか、そのことにはなりませんので、一般質問のときに申し上げましたが、今、全国の町村会で昨年の11月に決議をさせていただいた数多くの要望事項の中の1つとして、11番目としてこの介護保険財政、制度を含めてでございますが、要望事項として掲げておりました。厚生労働省、それから総務省、財務省、こうした省庁のほうへ全国町村会レベル、それから各都道府県の町村会レベルで適宜今、要望活動を行うということで決議をさせていただいておりますので、そうしたところで全国の町村会を挙げてそうした制度改正と、もう1つはやはり公費の部分、国等の財政支援、こうしたことをお願

いをさせていただきたいなとそういう思いでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第9、議案第65号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）を採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

賛成（10名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

中田 元君

藤升 正夫君

庭田 英明君

反対（0名）

---

○議長（安永 友行君） 今朝ほど、議員の皆さんにはある程度おつなぎしたところなんですが、議案についてはすでにタブレットに入れておりますが、議案第66号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）が追加議案として提出されています。

ここでお諮りをします。議案第66号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をしました。

傍聴席等への議案の配付やタブレットの調整等があるそうですので、しばらくお待ちください。

### 追加日程第1. 議案第66号

○議長（安永 友行君） それでは、お待たせをいたしました。追加日程第1、議案第66号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、追加日程の御承認ありがとうございました。

議案第66号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）であります。

令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億6,248万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月14日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、「第1表歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

款18繰入金、項2基金繰入金8億8,473万6,000円に321万3,000円を追加し、8億8,794万9,000円、これに伴います歳入合計は78億5,927万2,000円に321万3,000円を追加し、78億6,248万5,000円となるものであります。

続きまして歳出でございます。

款10教育費項5保健体育費7,968万5,000円に321万3,000円を追加し、8,289万8,000円、これに伴います歳出合計につきましては78億5,927万2,000円に321万3,000円を追加し、78億6,248万5,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては直接の所管となります、教育委員会次長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課からの詳細説明を求めます。重藤教育次長。

○教育次長（重藤 剛君） それでは、議案第66号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

まず、補正予算の概要を説明いたします。補正予算は屋外の社会体育施設へのクマ除けスプレーの設置とスポーツ公園の夜間時間帯における管理人の配置を行うための夜間管理委託料及びこれに伴う備品購入費となります。クマ除けスプレーの設置施設としましてはスポーツ公園、大野原運動交流広場、真田グラウンド、蔵木・大野原グラウンドゴルフ場の5施設です。

スポーツ公園の夜間時間帯における管理人の配置につきましては、屋外社会体育施設として利用時間帯の管理人の配置が行われていなかったため、これまでも町民及び総務常任委員会より不審者や鳥獣被害等の危険性がある施設として施設使用中の管理者常駐の必要性について御指摘いただいていたところですが、先日6月3日に当該施設周辺においてクマの錯誤捕獲事案が発生し、利用者及び近隣住民へ多大なる不安を与えていることから、より安全な施設の管理運営に努めるため速やかに管理人の配置を行うものとなります。

なお、そのほかの施設におきましては、管理人の配置が行われておりますので申し添えておきます。

以上が補正予算の概要であります。

次に、予算の説明をいたします。

歳出予算ですが、7ページをお開きください。

教育費、保健体育費、保健体育総務費、1、保健体育総務費、002保健体育総務費、消耗品費で合計10万円となっております。クマ除けスプレー代として1本2万円の5本分です。設置場所は、先ほど申し上げた5施設となります。

次に、003保健体育施設費、施設管理委託料の297万円は午後5時から10時までの4時間における管理人1人の配置をするもので、1日当たり1万6,500円を月平均利用日数の19日をかけて1月当たり31万3,500円とし、6月中途から年度末までの9.5か月分の297万8,250円及び消費税の327万6,000円と、その一方で管理人常設に伴い不要となる夜間鍵管理委託料、こちら△30万6,000円の合計ということで297万円となっております。

次に、庁用器具費として14万3,000円です。内訳は、サスマタ代1万1,000円と、鍵管理用キーボックス代13万2,000円の合計14万3,000円となっております。

以上が補正予算の概要の説明であります。

続いて、予算書の6ページです。

歳入予算であります。基金繰入金、財政調整基金繰入金321万3,000円ということで、歳出予算と同額を計上しているものであります。

以上で、議案第66号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を許します。質疑はありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 今回の補正についてですが、総務からも色々な意見が出されておりました。近況でテレビ報道、各地でされておりました。私もかなり意識していたのですが、今

回こういうクマが檻の中に入ったということで、褒めれば素早い措置をとられたということになりますけど、これまでいくらかの報道もされていきましたので、総務委員会からもそういった意見も受けておると思っております。そこから言うと、結論的にはあまりにもスピード感がないのではないかと、と同時にやはり、特にスポーツ公園は幼児から大人までおります。あそこのテニスは柵がありますけど、クマだけでなしにサル等々のいろんな被害も考えられます。一番、町内施設で言えば危険な施設ではないかと思っております。そこにそういった状況の中で、当然絡んでくるのが幼児の、人としての生命、それに対する安全対策ということで、まずそういったことも考えられるのですが、立戸だけがなぜ管理人が、理由は色々聞いたこともありますけど、なぜ管理人がいなかったのかと。一番危険性のあるところですよ。なぜほかの施設には管理人がいたのに立戸だけいなかったのか、再度質問します。

それから、色々説明がありますけど、金銭的な説明がありました。スプレーを購入とか色々あったんですが、果たしてそれで効果が出るのかと。スプレーを購入してその管理人がスプレーをクマとかいろいろ、鳥獣にかけて使用をされるとか、逃がすとか、そういったことも考えられますが、果たしてそれで効果があるのか疑問が残るのですが、その2つを聞きます。

○議長（安永 友行君） 重藤教育次長。

○教育次長（重藤 剛君） 先ほどの三浦議員の質問にお答えします。

まずもって、これまでの対応、これまで町民から、それから総務常任委員会のほうからも御指摘があったことに対して今の時期になってしまったこと、これは本当に、現在、報道等ですでに御存じとは思いますが、今週のテレビ報道、それから新聞報道でも島根県内でも、このクマの発生率が過去最多というようなことも報道で出ているところでございます。こういったものをして、これまでも当然、吉賀町内ではこういったクマの発生件数はとても多くあったわけですので、もっと迅速に対応すべきだったということに関しては議員おっしゃるとおりでございまして、大変スピード感がなく遅れてしまったことについては、まずもってお詫びを申し上げたいと思っております。

その上ですが、まず今回その屋外の社会体育施設管理人の配置、スポーツ公園だけなぜ配置がなかったかというところであったんですけど、現在、配置状況についてまずお伝えをさせていただきます。

屋外の社会体育施設の管理人の配置状況につきましてですが、大野原運動交流広場こちらについては常駐配置という形になっております。そして真田グラウンドについても常駐配置という形でございます。それから蔵木、大野原グラウンドゴルフ場についてはもともと夜間の運営が条例上も御存じのとおりありませんので、こちらについては常駐配置、日中は常駐配置ですが夜間の運営はないという状況です。そして当該スポーツ公園については、これまで日中夕方5時までと

いうところでは管理人の常駐配置があったわけなんですけど、5時から10時まで条例上の10時の利用時間までのところについては常駐配置が、管理人がなかったという状況になっておりました。そして、そういった状況の中でやはり議員御指摘のとおり、これが対応が遅かったということについては本当にお詫びを申し上げる次第でございますが、だからこそ今回の予算提案をさせていただきまして、より利用者、そして町民の命を守る意味でもより安全な施設運営を行うというところで今回の提案に至ったところでございますので、そのへんどうぞ御理解をいただければというふうに思っております。

併せて補足をさせていただきますと、今回の業務委託につきましても当然、夜間の業務ということになりますので、実際、シルバー人材センター、それから個人の方へのこの管理人の委託業務について打診も行わさせてもらったんですけど、やはり個人の方からも夜間でクマが出るようなところで、なかなかそういう警備を行うのは難しいということもありまして、鳥獣被害等の危険性を理由としてやっぱり断られるということもありました。また、被害の危険性を今後も下げいくためには専門知識を持ち、経験豊富である警備会社への業者委託契約のほうが妥当であるというところで今回の提案の内容になっておるところでもございます。その点、併せてお含みおきをいただければというふうに思っております。

それから、続いてクマ除けスプレー、これについてこれを配置して、結局、どれだけの意味があるのかという御質問があったかと思うんですけど、こちらはクマに直接これを避けるために噴射するというようなものではなくて、あくまで護身用というところで配置を予定しております。例えば管理業務中に突然クマと出くわした場合等に使用していこうというふうな考え方で設置をするものでございますので、その辺も御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 内容は分かりました。ただ、クマ除けスプレーにしてもそうですが、それで対応ができるかという疑問は残りますけど、それはそれでまた新しいものができればそういったいろんな対策を取っていただきたいと思います。

一番言いたいのは、あんまりにも町が怠慢なということで、国も県もこれ一緒ですけど、大体行政、そういったものは怠慢なところがありまして、なかなか町民の声を受け入れない。結局は何かあって、事故があって、人が死んで、こういうときにやっと動き出すと、そういう体質がどこでもあると思います。そうでない自治体もあると思いますが、この問題に関しては前々から言っていたので、あんまりにも怠慢すぎるのではないかと。結局、一番危険性があるところにちゃんとした管理が施されていなかったと。その理由づけはいろいろなことを言われましたけど、私としては、総務委員会としてはただの言い訳でしかない。人を何とっているんだと。そう

いった思いもあるんですが、とにかく今回みたいなことも当然ありますので、危険予知というものをしっかりとらえて、ましてや子どもなんで、スポーツ公園はですね。行政が子どもを殺すのかみたいな変な話も町民から出ます、そりゃあ。だから、しっかり情報をとらえて、しっかり安全対策をやってもらわないと、当然、私らにも来るので、とにかく今回みたいな、スピード感があるとは言いませんけど危険予知というものをしっかりとらえて、全スポーツ公園だけではなしに柿木もそうですし、今の5つの施設、それにも完璧なものを作っていないと人が来ません。お金も何も生みませんし。要は、危機管理をしっかりとってほしいということです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） すみません。今のお話でお伺いすると、クマ除けスプレーについては護身用ということでしたが、施設設備に、そもそも近づいてほしくないというところからすると、例えばカプサイシンであるとか、そういうようなものを使った、いわゆるクマのほうに対しての、気をつけなさいや、ということを知らせるとか、それから今度は利用者さんに危険についての周知の仕方、これについてどのような検討がなされたのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 重藤教育次長。

○教育次長（重藤 剛君） それでは、今、藤升議員の質問に対してお答えします。

カプサイシン等の忌避剤という意味での提案だったと思いますが、実際まだ委員会のほうではそういったところまで検討に至っておりません。この辺につきましては、また今後、産業課に有害鳥獣の担当専門員のほうも2名いらっしゃるということもありますので、しっかりとその方との連携を取りまして必要に応じてそういった忌避剤の使用等、それ以外の対応法もあるかと思えますので、今後検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、利用者への事前のそういった周知状況ということで質問がありましたけど、こちらにつきましては今回の6月段階ではなくて今年に入りまして、すでに現地へのクマの出没の危険性のある看板、それからそういった非常時の連絡先を表示した看板、それから利用者へのビラの配付等を対応、委員会としてはさせてもらっておりまして、そういった取り組みを現在行っておるということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） クマ除けスプレーのことをちょっとお聞かせください。これは、消耗品であげておられる、消耗品になりますので、使用されれば1本少なくなりますし、使用期限というものがきっとあると思います。まず使用期限がどれぐらいある商品なのかということと、消耗品に関して管理、今後この5施設分の管理はそれぞれどういった形で管理されるのか、使用期限切れのもので万が一クマに出くわしたときに効かなかったということであればとても危険な

ことになりますので、その2点お聞かせください。

○議長（安永 友行君） 重藤教育次長。

○教育次長（重藤 剛君） 失礼します。村上議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

このクマ除けスプレーなんですけど、まだ発注のほうしておりませんので、これからまたそういった使用期限等も鑑みてそういったスプレーのほうを購入をさせていただこうというふうに思っておりますので、ちょっと使用期限についてはまだ言及できないということで御了承願います。

そして、管理ですが、当然スポーツ公園などにおきましては管理棟に常設をさせてもらって、管理人の護身用ですので、管理業務、警備業務を行う中で携帯をして、そこで鉢合わせをしたりだとか、そういったことがあったときには護身用で当然対応させてもらうというような形で考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） やはり管理人さんが管理されるということであればちょっと抜けるところも、抜けるところと言ったら失礼ですけど、使用期限のほうをきちんと委員会のほうでも管理して、取り替えを促すとかということもきちんとやっておかれたほうが、やっぱり人命に関わることになりますので、その辺しっかりやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

追加日程第1、議案第66号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

賛成（10名）

桜下 善博君  
三浦 浩明君  
松蔭 茂君  
大庭 澄人君  
藤升 正夫君

村上 定陽君  
桑原 三平君  
河村 隆行君  
中田 元君  
庭田 英明君

反対（0名）

---

○議長（安永 友行君） それでは、追加日程は終了しましたので元に戻ります。

なお、日程、議案に入る前に議員の皆さんにお諮りをします。今朝ほど御相談したところですが、昨日の一般質問の際のことでございます。6番、松蔭議員より一部不適切な発言があったので、議事録削除の申出がありました。申出のとおり削除したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、8番、松蔭議員の一般質問の際の不適切な発言については削除をすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第10. 発議第2号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第10、発議第2号企業・団体献金の禁止を求める意見書（案）を議題とします。

本案について総務常任委員会の報告を求めます。9番、藤升総務常任委員長。

○総務常任委員長（藤升 正夫君） それでは、発議審査報告書を読み上げまして報告をしたいと思います。

令和6年6月14日。

吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長藤升正夫。

発議審査報告書。

本委員会に付託された発議を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告をします。

記。

1、受理番号、第42号、発議第2号、件名、企業・団体献金の禁止を求める意見書（案）。

内容、政治資金パーティー収入について、政治資金収支報告書への未記載が大規模に行われていた問題をめぐって、国民の政治への不信感が高まっていることを受け、金権腐敗政治を一掃し国民の政治への不信感の払拭と参政権を守るために、一切の企業・団体献金の禁止を求めるもの。

2、審査年月日、令和6年6月10日。

3、審査における意見等、個人から政党等への寄附総額は現行で2,000万円までとなっている。国会で審議中の事件であり、時期尚早と考える。収入支出を明記すればよいことで、国会が決めること。政治資金パーティーをなくすことは国民の政治離れにつながる。企業と政治家の関係もある。どこかに抜け道が作られる。という意見が出ておりました。

4番目に、審査結果、賛成少数で否決と決しました。

以上です。

○議長（安永 友行君） ただいま、委員長のほうから審査報告がございました。委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。委員長報告は否決です。したがって、原案について討論を行います。原案への賛成討論はありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） それでは、ただいまの、企業・団体献金の禁止を求める意見書（案）について賛成意見を述べます。理由は、今年6月7日から3日間NHK世論調査によると、政治資金パーティー券購入者の公開基準を現行の20万円から5万円を超えるについて、引き下げるべきではなかったという意見が3%、妥当という方が22%、さらに引き下げが24%、パーティー券は禁止すべきが40%というような結果が出ております。

企業・団体献金禁止では、禁止すべきが50%、必要ないが35%であったと。このようなことから、私は自分の意見もございしますが、町内でのこういう意見をどうであろうかというようなことで、無作為に歩きまして18名の方に御意見をお聞きしました。その結果、献金はやめるべきという方が11名おられました。61%。それから、仕方ないなという方が4名、22%。どちらとも言えないという方が3名、7%というようなことで、全国的な考え方と町内の20名足らずの意見ではありますけれども、パーセンテージは同じような反対意見という方が大変多いというような結果でございました。このようなことから、私は、この献金禁止を求める意見書（案）につきまして、私なりの判断といたしまして賛成の意見ということにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 次に、反対討論はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、討論はこれで終わります。

日程第10、発議第2号企業・団体献金の禁止を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成少数です。したがって、本案は否決をされました。

---

賛成（4名）

松蔭 茂君

河村 隆行君

藤升 正夫君

中田 元君

反対（6名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

大庭 澄人君

庭田 英明君

---

#### 日程第11. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 次に、日程第11、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴の各常任委員長から会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申出書が提出をされております。

お諮りをします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

---

#### 日程第12. 委員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 日程第12、委員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、1件の研修会へ委員を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、お手元に配付したとおり委員派遣することに決定をしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本6月の定例会のほうへ執行部側から提案をさせていただきました、本日の追加提案1件も含めてでございますが、全ての議案につきまして賛成の御承認、議決を賜りましてまことにありがとうございました。

今回も議案審議の中、一般質問の中でも本当に多くの御指摘あるいは御指導をいただいたところでございます。このことにつきましては私も含めて各担当管理職、また、それぞれの課のほうへ持ち帰りをさせていただいて、これからの事務執行にしっかり反映をさせていただきたいと思っております。これからまた、議会終わります、本日の午後からはそれぞれのセクションで精いっぱい頑張ったいと思います。全職員あげて町の発展に尽力してまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。大変、簡単でございますが閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

----- . ----- . -----

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

令和6年第2回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午前11時11分閉会

-----

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員